

第 3 期実施要項について

1 第 2 期実施要項からの変更点について

【2 調査共通】

- 1 表紙・目次について作成、追加
- 2 「1 調査の概要」を表組にするなど、体裁を見やすく改めた。

【内水面漁業生産統計調査】

- 1 入札監理小委員会における委員からの指摘を受け、「2 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質」の「(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質」のウの調査票の回収率に係る事項について、民間事業者の責に依らない理由により調査不能と判断した調査対象については、調査票を回収しなくても良いことを明確にした。

(第 2 期入札実施要項)

ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査客体を漏れなく確実に調査することにより、網羅的かつ正確な統計を作成する必要がある。

したがって、調査客体の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100パーセントを達成すること。



(第 3 期入札実施要項)

ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査対象を漏れなく確実に調査することにより、網羅的かつ正確な統計を作成する必要がある。

したがって、調査対象の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100パーセントを達成すること（民間事業者の責に依らない理由（廃業等による連絡不能等）により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象を除く。）。

2 農作物価統計調査民間競争入札実施要項の概要

1 調査の概要

	農産物生産者価格調査		農業生産資材価格調査
	一般農産物生産者価格調査	野菜生産者価格調査	
調査の対象	調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）		都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる小売店等
調査の規模	約1,300客体	約800客体	約1,300客体
調査時期	毎月15日現在	毎月5日及び15日現在（月2回調査）	毎月15日現在
調査事項	農産物生産者価格（農家が生産した農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格）		農業生産資材価格（農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格）

2 請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

- (1) 請負業務の内容
実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計及び調査対象への謝礼支給
- (2) 業務遂行に当たり確保されるべき質
調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること（価格変動を的確に把握する観点から、調査対象については継続して調査することを原則としていることによる）。

3 契約期間

平成26年11月1日から平成32年3月31日まで（5箇年分）

4 落札者の決定方法

総合評価落札方式によるものとし、技術点200点（新規性、創造性、効率性を求める項目の配分は93点、実施体制、実績を評価する項目の配分は107点）、価格点100点で評価する。

3 内水面漁業生産統計調査民間競争入札実施要項の概要

1 調査の概要

	内水面漁業 漁獲統計調査	内水面養殖業 収獲統計調査	3湖沼漁業 生産統計調査
調査の 対象	<p>(平成26年～29年調査)</p> <p>漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を調査範囲として実施した調査結果（平成25年）に基づき、年間漁獲量50トン以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量50トン未満の河川及び湖沼であっても、農林水産省大臣官房統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要として指定した河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は主要河川・湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体</p> <p>(平成30年調査)</p> <p>漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を管轄する内水面漁業協同組合又は全ての河川・湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体</p>	<p>全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）</p>	<p>琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う全ての水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体</p>
調査の 規模	<p>(平成26～29年調査)</p> <p>約750調査対象</p> <p>(平成30年調査)</p> <p>約1,220調査対象</p>	約1,720調査対象	約130調査対象
調査 時期	(3調査共通) 調査年の翌年1月から3月まで		
調査 事項	<p>(1) 魚種別漁獲量</p> <p>(2) 天然産種苗採捕量</p>	<p>(1) 魚種別収獲量 (食用)</p> <p>(2) 魚種別種苗販売量</p>	<p>(1) 漁業種別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量</p> <p>(2) 養殖魚種別収獲量</p> <p>(3) 魚種別種苗販売量</p>

2 請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 請負業務の内容

実査準備、実査、審査、集計及び調査対象への謝礼支給

(2) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本調査は全数調査であり、調査対象の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100パーセントを達成すること（民間事業者の責に依らない理由（廃業等による連絡不能等）により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象を除く。）。

3 契約期間

平成26年11月1日から平成31年8月31日まで（5箇年分）

4 落札者の決定方法

総合評価落札方式によるものとし、技術点（実施計画、実施体制等の評価点）200点、価格点100点で評価する。